



No.626  
3 分間  
税ミナール

令和6年11月20日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利に

国税庁は、令和6年分の確定申告はスマートフォン(スマホ)とマイナポータル連携でさらに便利になるとPRしています。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができ、また、自動計算されるので計算誤りがないとしています。また、2024年分確定申告から確定申告書等作成コーナーで新しいサービスが開始される予定です。

まず、確定申告書等作成コーナーでは、スマホ向けの専用画面を提供しており、その対象画面は順次拡大されてきたところですが、令和7年1月からは、所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面が提供されることにより、スマホ申告がますます便利になるようです。消費税及び贈与税については、一部の画面で提供される予定です。また、パソコンで表示される画面もデザインが統一され、操作性が向上します。

次に、令和7年1月からスマホ用電子証明書に対応します。スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。また、利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能等を利用できるようになります(機種によって異なる)。スマホ用電子証明書については、デジタル庁ホームページの特設ページが参考になります。

ところで、確定申告の手続きにおいてもマイナポータル連携の利用者が増えています。マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。所得税確定申告の手続きの場合は、「確定申告書等作成コーナー」で、この機能を利用できます。令和5年分の確定申告では、190万人がマイナポータル連携を利用しており、そのメリットから、利用者数は年々増加しているようです。

なお、マイナポータル連携を利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ(又はICカードリーダーライター)が必要となります。また、マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書の発行主体が、マイナポータル連携に対応していることが必要であり、マイナポータル連携に対応している発行主体は、マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧(国税庁のホームページ内)で確認できます。

「令和6年分の確定申告はスマホとマイナポータル連携でさらに便利に！」(国税庁) (令和6年9月18日) は、こちらからご覧いただけます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/index.htm)

